

# 社会福祉法人 雄和福祉会 特別養護老人ホーム花の家 運営規程

## 第 1 章 総 則

### (事業の目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人雄和福祉会（以下「本会」という。）が運営する指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム花の家（以下「施設」という。）の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

### (基本方針)

第 2 条 施設は、身体上または精神上著しい障害があるため常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な方々に対し、日常生活を営むのに必要な居室等を提供するとともに施設サービス計画に基づいて、入所者がその有する能力に応じ可能な限り、自立した日常生活を営むことができるように援助する。

### (運営の方針)

第 3 条 施設サービス提供にあたっては、入所者の人格を尊重し、常に入所者の立場に立ったサービスを提供するとともに入所者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に施設サービス計画を作成し、入所者が必要とする適切なサービスを提供する。

- 2 生活の質を高めるため、日常生活の多様化への対応と充実に努める。
- 3 事業の運営にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村や地域の保健・医療・福祉関係者との密接な連携に努める。
- 4 提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- 5 施設内研修及び施設外研修等を通じて処遇技術の向上に努める。

### (施設の名称等)

第 4 条 本施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム花の家
- (2) 所在地 秋田県秋田市雄和石田字苗代沢 18

### (入所定員)

第 5 条 施設の入所定員は 58 名とする。

## 第 2 章 従業者の職種、員数及び職務内容

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第 6 条 本事業に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者（施設長） 1 名  
管理者は、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師（嘱託医） 1 名  
医師は、入所者、職員の診療及び健康管理に関する業務を行う。
- (3) 生活相談員 1 名以上  
生活相談員は、入所者及びその家族の生活や介護相談に応じるとともに適切なサ

ービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整や他の機関との連携を図る。

- (4) 看護職員 3名以上  
看護職員は、医師の診療の補助及び入所者の健康管理を行う。
- (5) 介護職員 17名以上  
介護職員は、入所者の心身の状況を的確に把握するとともに生活相談及び介護の業務を行う。
- (6) 機能訓練指導員 1名（看護職員兼務）  
機能訓練指導員は、入所者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに入所者の心身の活性化を図るための訓練を行う。
- (7) 栄養士又は管理栄養士 1名以上  
栄養士又は管理栄養士は、入所者の栄養ケアマネジメント、献立作成、栄養量計算、給食記録や食品衛生管理を行う。
- (8) 介護支援専門員 1名以上  
介護支援専門員は、施設サービス計画の立案、サービス計画の見直し、変更等を行う。
- (9) 事務員 2名以上  
事務員は、施設の会計、経理、庶務に関する業務を行う。
- (10) 技能員 1名以上  
技能員は、運転及び建物の保守点検等を行う。
- (11) 調理員（業務委託）  
調理員は、適正な調理業務を行う。

（職員の心得）

第7条 職員は、施設の目的及び運営方針に則り、入所者の接遇には無差別公平を旨とし深い理解と愛情を持ち、この事業に対して強い愛情をもって施設の運営向上に努めなければならない。

2 職員は、担当業務に関しては常に研究と創意工夫に努め、その活動等の記録を整備しておかなければならない。

（関係機関等との連携）

第8条 管理者は、関係機関、団体及び地域社会との連携を密にし、それぞれに協力を求めて施設の事業の推進に努めなければならない。

### 第3章 入退所及び認定申請援助

（入所）

第9条 施設は介護保険法第87条第2項の規定に基づき、被保険者等からの申し出があったとき、契約により入所させることができる。

2 管理者は、次に該当する場合は契約を拒否することができる。

- (1) 他の入所者に重大な影響を及ぼす感染性の疾病、伝染病等が医師の診断で明らかなる場合
- (2) かかりつけ医から、既に入院医療が必要と診断されている場合

（退所）

第10条 入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除し退所するものと

する。

- (1) 入所者等から退所の申し出があったとき。
- (2) 病院、又は診療所に入院の必要が生じ、診断によりその期間が3カ月以上と見込まれるとき。
- (3) 無断で7日以上帰所しなかったとき。
- (4) 介護認定審査により、要介護度に変更が生じ、入所者が自立、要支援、要介護1又は2と認定された場合(ただし、要介護1又は2の場合、やむを得ない事情により、特定的に入所が認められる場合がある。)
- (5) 入所者が死亡したとき。
- (6) 介護保険法第11条第2項に該当したとき。
- (7) この規程に違反したとき。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第11条 施設は、入所者の退所に際して入所者又はその家族に対し、適切な支援を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報提供及び保健、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

#### 第4章 死亡、葬祭の処置

(死亡)

第12条 入所者が死亡したときは、死亡日時、死因、その他必要な事項を身元引受人等の関係者に通知し、速やかに処置するものとする。

(葬祭の代行)

第13条 死亡者の葬祭については、施設は原則的にこれを行わない。

#### 第5章 サービスの内容、利用料等の徴収

(施設サービスの内容)

第14条 施設サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 介護サービス
  - ア 排泄介助
  - イ 移乗・移動介助
  - ウ 入浴介助
  - エ 整容・身体清拭等介助
  - オ その他必要な介助
- (2) 食事サービス
  - ア 準備、後始末の介助
  - イ 食事摂取の介助
  - ウ その他必要な食事の介助
  - エ 調理は業者に委託して行う。
  - オ 希望者に対し、特別な食事の提供
  - カ 必要に応じた療養食の提供
- (3) 相談及び援助

入所者及び家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(4) 機能訓練

入所者が日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するため、訓練並びに入所者の心身の活性化を図るため各種サービス（アクティビティ・サービス）を提供する。

- ア 日常生活動作に関する訓練
- イ レクリエーション（アクティビティ・サービス）
- ウ グループワーク
- エ 行事的活動
- オ 体操
- カ 趣味活動

(5) 健康管理

- ア 嘱託医による診察や健康相談サービスを受けることができる。
- イ 看護職員により日常の健康管理を行う。

(6) 栄養管理

入所者の栄養状態に応じた栄養管理等のマネジメントを行う。

(7) 口腔衛生管理

入所者の口腔衛生状態に応じた口腔衛生管理等のマネジメントを行う。

(利用料)

第 15 条 本事業所が提供する施設サービスの利用料は、厚生大臣が定める基準によるものとする。

ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受けるものとし、具体的な料金については別表のとおりとする。

(1) 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

特別な食事については実費負担

(2) 居住に関する費用（光熱水費及び室料（建物設備等の減価償却費））

(3) 理 容 実費負担

(4) レクリエーション、クラブ活動 実費負担

(5) 日常生活用品の購入代行 実費負担

(6) 行政手続き代行 実費負担（切手代等）

(7) 前各号に掲げるものの他、施設で提供されるサービスのうち、介護保険の対象とならない費用については入所者が負担する。

2 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に入所者又はその家族に対して「重要事項説明書」を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、入所者の同意を得、その支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印又は自署）を受ける。

3 利用料の支払いは、現金又は金融機関口座振替若しくは振込みにより、指定期日までに受ける。

(利用料金の変更)

第 16 条 入所者の状態の区分に変更があった場合は、「重要事項説明書」に記載された額に変更するものとする。

2 入所者の経済的事情の変化により、負担額認定等に変更があった場合は、介護保険

法令等関係諸法令の趣旨に従い、利用料金を変更するものとする。

- 3 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、当該介護保険給付対象外サービス利用料金を相当な額に変更することができる。
- 4 介護保険法令等関係諸法令の改正があった場合はその内容に応じた額に変更するものとする。
- 5 前3項、前4項の変更があった場合は、契約者に事前に通知するものとする。
- 6 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができる。

## 第 6 章 入所者の遵守事項

(日課への協力)

第 17 条 日課は施設サービス計画に基づき入所者への説明、同意のもと実施されるが、入所者は自身のサービス計画達成に向け日課へ協力するとともに、より安心な生活を目指し、他の入所者等との相互の親睦を図る。

(施設利用にあたっての留意事項)

第 18 条 入所者は、前条の協力のもと、次の号に定める事項を遵守すること。

- (1) 建物、設備、備品等を損傷しないこと。
- (2) 避難訓練等に積極的に参加し、防災意識の高揚に努めること。
- (3) その他管理者が定めた事項で、重要事項説明書に記載した事項

(各種届出)

第 19 条 入所者又は身元引受人等は、次の各号に該当したとき、その旨を口頭又は届け出用紙により、管理者に届け出なければならない。

- (1) 身元引受人等の身上に異動が生じたとき。
- (2) 感染性の病気、伝染病等身体に異常を感じたとき。
- (3) 外出及び外泊のとき。
- (4) 施設内で食事を摂らないとき。
- (5) 金銭管理の依頼のとき。
- (6) 外来者が、入所者等に面会及び宿泊しようとするとき。

## 第 7 章 入所者の事故発生防止

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 20 条 施設は事故の発生又はその再発を防止するため、事故発生防止のための指針に基づき措置を講じるものとする。

- 2 施設は、入所者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。
- 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

(損害賠償)

第 21 条 施設は、入所者に対する介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、

速やかに入所者の後見人、家族、身元引受人等関係者に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

- 2 前項の場合において、事故が発生した場合は、施設は速やかに入所者の損害を賠償する。ただし、施設に故意又は過失がない場合にはこの限りではない。
- 3 前項の場合において、当該事故発生につき入所者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができる。

## 第 8 章 苦情処理及びその解決

(苦情受付窓口の設置)

第 22 条 施設は、その提供した施設サービスに関する入所者等からの苦情に迅速且つ適切に対応するために、苦情受け窓口と解決機関を設置する。

- (1) 苦情相談受付け者及び苦情相談解決責任者の設置
- (2) 第三者委員会の設置  
第三者委員会を設置し、施設生活全般について協議する。

(苦情の申立方法)

第 23 条 苦情の申立て方法は、口頭、電話、手紙、その他の通信方法による。

## 第 9 章 非常災害対策、衛生管理等

(業務継続計画の策定)

第 24 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 事業所は定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

第 25 条 施設は、火災、地震等の災害に備え、その防止と入所者の安全を守るため、次の各号を実施し、万全を期さなければならない。

- (1) 消火器、屋内消火栓、防火用具、非常口、避難場所、貯水槽、警報機等災害防止と避難に関する設備を常に整備しておくこと。
- (2) 屋内配線等出火の原因となる箇所を随時点検すること。
- (3) 火気取扱責任者は、炊事、暖房、電気器具、喫煙等の火気を取り締まること。
- (4) 地域住民や関係機関等を交え、所轄消防署との連携及び避難、救出訓練等を実施すること。

(防火管理者)

第 26 条 防火管理者は、非常災害に対処するための具体的な計画を立て、所轄の消防機

関と連携して、消火、避難救出訓練を年2回以上実施すること。

(衛生管理)

第27条 施設は、入所者等の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に講ずるよう努めなければならない。

2 施設は当該施設において感染症が発生し、又は蔓延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 施設における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 施設における感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する。

(3) 施設において、従業員に対して、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(協力病院)

第28条 施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておく。

2 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

## 第10章 身体的拘束、虐待防止等

(身体拘束等)

第29条 入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。

2 施設は、前項の身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

3 施設は、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を三ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図る。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

第30条 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は管理者とする。

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

- (3) 虐待防止の指針の整備
- (4) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設従事者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合には、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（ハラスメントの防止・対応）

第 31 条 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場における各種ハラスメントを防止するために必要な措置を講じる。

- 2 施設は、従業者が入所者、入所者の家族等からハラスメントを受け、相当と認められる場合や入所者、入所者の家族等が施設の指示に従わない場合は、サービスの提供を制限することができる。

## 第 11 章 経理、庶務、その他

（備付帳簿）

第 32 条 施設の運営状況を明らかにするため、次の帳簿を備え付けるものとする。

- (1) 施設の沿革に関する帳簿
- (2) 法人の定款他諸規程集
- (3) 諸会議録
- (4) 関係機関との連絡文書
- (5) 健康管理に関する書類
- (6) 給食に関する書類
- (7) 日用品に関する帳簿
- (8) 会計処理に関する書類
- (9) 施設サービス計画に関する書類
- (10) その他必要とする書類

（秘密保持等）

第 33 条 施設職員は、正当な理由がない限りその業務上知り得た入所者、又その家族、身元引受人の秘密を守秘しなければならない。

- 2 施設職員は、退職後、在職中に知り得た入所者、又その家族、身元引受人の秘密を他に漏らしてはならない。

（掲示）

第 34 条 施設は、当該施設の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

（委任）

第 35 条 この規程に定めるもののほか、運営管理に必要な事項は、管理者が入所者と協議のうえ、別に定めることができる。

（その他施設の運営に関する重要事項）

第 36 条 施設は従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとして、業務体制を整備する。



- (1) 職員研修 年1回以上
- 2 施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
  - 3 施設は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金等に関する書類、その他必要な記録を整備するものとする。
  - 4 この規程に定める事項の他、事業運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年6月1日から施行する。